

アジア保護地域憲章（仙台憲章）（仮訳）

アジアの挑戦

アジアは世界で最も急速に成長している地域であると同時に、最も生物多様性に富んだ地域の一つである。アジアの劇的な発展は空前の成長をもたらしたが、自然およびその恵みに対する需要もかつてない規模にまでに増大させた。

歴史的にアジアの人々は、自然の恵みを利用しつつも自然界の力、美しさ、そしてその繊細なバランスを尊敬する文化と伝統を培いながら、自然と共生する生活を送ってきた。

しかしながら、現在のアジアの急速な成長と発展は、古来のバランスを破壊し、その発展を下支えしている種や生態系を脅かしている。

アジアおよび世界において、保護地域は、自然とそれに関連する文化的資源を保全する最も有効な手法の一つであることが歴史的に証明されてきた。アジアが世界の表舞台に登場している現在、地域の未来を更に明るくし、将来世代の福利を確かなものとするためには、アジアの保護地域—および人と自然、人とコミュニティ、並びに文化、そして人と人をつなぐという保護地域が果たす重要な役割—に注目することが急務の課題である。

我々第 1 回アジア国立公園会議の参加者は、生態および経済の両面における福利と、未来のアジアおよび世界における安全で調和のとれた繁栄にとって、アジアの保護地域が極めて重要な価値を有していることを認識している。アジアはエネルギーと革新性にあふれ、若年層の人口が増加している若い大陸であり、我々は現在の保護地域に関する知見や取組を彼らに引き継ぎ、その将来を確かなものとするべきことを認識している。

また、我々は、アジアの広範かつ多様な保護地域体制は、2020 年までに少なくとも世界の陸域および陸水域の 17%、沿岸域および海域の 10%を衡平に管理・保全することを目指す愛知目標 11 を含む、世界の生物多様性に関する諸目標の達成に、重要な役割を果たすものであることも認識している。

このため、特に保全の最前線における現場での人材や財源の強化とグローバルな最優良事例や手法を用いることを通じ、アジアの保護地域の管理を強化することは喫緊の課題である。

災害リスクの削減と復興のための保護地域

2004年のインド洋津波や2011年の東日本大震災と津波、2013年のハイエン/ヨランダ台風等で明らかとなり、アジアでは、自然災害は深刻かつこれまでにない脅威であり、人口増加、都市化や計画性に乏しい開発、不適切な土地利用、気候変動により、自然災害による被害は増加している。

生態系を活用した災害リスクの削減方策と保護地域は、自然災害のリスクの高い場所における地域の回復能力（レジリエンス）を強化する。こうした先見的なアプローチは、生態系サービスの活用を通じて災害の防止や緩和に貢献する。健全な生態系は、農林水産業や観光業等、地域の生物多様性に根差した産業を維持するものである。

被災地における自然再生は地域社会の復興に貢献し、自然環境や生態系に対する人々の理解を促す。健全な保護地域制度は、人々や社会の安全性の向上、財産や社会基盤への損害軽減にも役立つものである。

地域開発と生物多様性保全の調和

現在、アジアの開発は加速している。我々は、伝統的な慣習や仕組み、信仰などの地域の豊かな遺産を認識し活性化することによって、開発と自然の保全とを調和させる方法を見出さなければならない。アジアはその自然環境の中に豊かな動植物相を擁しており、世界で最も生物多様性の高い地域を抱えている。また、アジアの多様な気候帯は、広範な陸域および海域にまたがっている。しかしながらアジアには、高い生物多様性が開発等により脅かされている地域が多数存在し、こうした生物多様性の保全や保護地域の管理・拡充が重要課題となっている。このような状況下においても、保護地域の完結性(インテグリティ)が維持される必要がある。

保護地域は自然環境を保護するためだけの措置ではなく、人と自然の間の調和を達成するための手法でもある。保護地域は持続可能な開発と人類の福利を実現するための強力な原動力でもある。保護地域における最優良事例や良好な管理の促進を通じた人の関与は、アジアにおける陸上景観や海洋景観の維持に役立つものである。

保護地域の協働管理

アジアの社会は伝統的に土地および海に根差したものであり、保護地域もこの点を考慮しなければならない。つまり、保護地域は生物多様性を犠牲にすることなく地域の経済的利益や生計の向上に資するものでなければならない。

繁栄のためには、アジアの保護地域はさらに広い陸上景観・海洋景観とつながる必要があ

り、政府はその促進を支援すべきである。アジアは、保護地域を開発の海に浮かぶ孤島ではなく、自然という織物を再生する青と緑の織糸であるとする地域の伝統的な姿勢を、賞賛すべきである。陸上景観や海洋景観といった物理的な範囲を超越する形で、地方政府や企業、先住民、NGO や青少年を含む多様な個人や地域社会、組織が参画し、すべての人々が裨益する保護地域の実現に取り組むための資源が確保されなければならない。アジアの保護地域には多様な管理主体・体制（ガバナンス）の枠組みが必要であり、それは、効果的な生物多様性の保全に貢献しなければならない。保護地域の管理主体・体制（ガバナンス）は、地域固有の生態的、歴史的、政治的な背景に基づいたものでなければならない。

文化・伝統と結びついた保護地域管理

保護地域、とくに自然の聖地や先住民や地域社会の保護地域は、地元の文化や伝統にしばしば深く根づいている。人と自然が再びつながるためには、こういった保護地域を支援・奨励して発展させることが必要である。

また、アジアを発祥とする宗教には、自然の特徴や現象に対する深い崇敬が見られるほか、自然の聖地が設けられ、地域社会がこれを保護・管理している。このような特別な場所は、人々や社会の精神的な豊かさや福利に資するだけでなく、生物多様性と生態系サービスの保全においても貴重な役割を果たすものである。

持続可能な観光および環境教育と持続可能な開発のための教育

保護地域はレクリエーションや教育の機会を提供し、自然は人間の保健や福利に資するものである。保護地域は、地域の人々やビジネスに利益をもたらすエコツーリズムの資産として社会の福祉にも貢献する。アジアの生活ペースが加速し、より多くの人々が都市に住むようになる中、保護地域は、人々を自然のリズムに合わせる寛ぎの場としてますます重要になっている。

保護地域は、美しい景観、豊かな生物多様性、および地域文化や伝統を有し、魅力的な観光地となる。保護地域における観光は、持続可能かつ責任ある推進を通じ、観光客、管理者、地域住民や、企業、その他の利害関係者にとって積極的な参画の機運を醸成する機会となる必要がある。環境教育と持続可能な開発のための教育は、保護地域の自然・文化の価値へ触れることに役立つ。

保護地域の連携の強化

協力や連携の強化を抜きにして、アジアの保護地域が、成長や開発による地域の課題や、その先の現代世界が抱える課題に対処することは不可能である。我々は、特に発展途上国において、気候変動への回復能力（レジリエンス）を担保するため、生物多様性にとって

重要な地域の特定に向けた国際連携を促進する必要がある。アジアの保護地域連携が強化されれば、保護地域の実効性が向上するほか、国同士の対話の増加や絆の強化にもつながる。また、保護地域をより広い土地利用計画や分野別の計画に組み込むことも重要である。さらには、国家レベルおよび保護地域レベルの連携促進が重要であり、既存の国際的・地域的な協定や枠組みとの連携・協力の強化を図っていくことが必要となる。

決意(コミットメント)

アジアの空前の成長と躍動に伴う様々な機会を捉えるのはまさに今である。アジアが世界の舞台でますます主導的な役割を果たすようになっていく中、アジアの保護地域も率先して、楽観的意識と創造性を併せ持つその豊かな文化、伝統、人材や天然資源を活用し、地域および世界規模の課題に積極的に取り組むべきである。

我々は、保護地域が減災・防災、復興に果たす重要な役割に関する理解を広めることを確認する。

我々は、参加型、持続可能、かつ地域住民へ利益を提供できる形で保護地域における責任ある観光や環境教育の機会を増やすことを確認する。

我々は、政府、企業、先住民、NGOや青少年の更に強力な関与を通じて保護地域のネットワークや連携を強化し、各種の開発計画における保護地域の保全・管理の主流化を促進し、保護地域に対する資金的・技術的支援を増加させることを確認する。

我々は、地域の文化や伝統を尊重すること、そして保護地域の指定や管理に際して、それらの文化や伝統を实践する人々の声に耳を傾けることを確認する。

我々は、保護地域において、世界的に見て危機にさらされている生物多様性保全の機能を強化することに加え、生物多様性と生態系サービスへの脅威を減らすことにより、保護地域の完結性(インテグリティ)を確保し愛知目標達成へ貢献することを確認する。

更に、我々は、保護地域の連携増進によりひらめきと革新を促し、その統治と管理能力を改善し、アジアにおける保護地域の価値を最大限に引き出すことを確認する。

以上の決意(コミットメント)を通じて、我々は協力の精神を強化するとともに、アジア地域が保護地域に関する政策や実践におけるリーダーであり続けるとの決意を高めていく。また、我々は、現在のアジアの繁栄のエネルギーと想像力を取り込み、つながりや尊重、そして保護地域による生物多様性保全の推進のための機運の礎を構築していく。我々は、

保護地域が人類の進歩を促し、人と自然の共生を実現するような未来に向けて取り組んでいく。

i この憲章において「保護地域」は、IUCN が規定しているように、「生態系サービスや文化的価値に関連して、自然を長期的に保護する目的で、法律やその他の効果的手段によって、明確に定義された地理的空間で、広く認知され、そのための管理がなされている場所」である。保護地域は、陸域や海域、陸水域を含み、IUCN が定めている 4 つのタイプの管理主体・体制（ガバナンス）（つまり(さまざまなレベルの)政府による管理、様々な権利者やステークホルダーによる共同の管理、民間の個人や組織による管理、および先住民や地域住民による管理）の下で設置および管理されている保護地域を含む。また、この憲章においては、多くの私的な保護地域、自然の聖地、先住民や地域住民による保護地域 (indigenous peoples' and community conserved areas, ICCAs)、さらに UNEP-WCMC World Database on Protected Area に正式に認識・掲載されていない保護地域も含まれている。